

平成 30 年度第 1 回個人住民税検討会

日時：平成 30 年 10 月 30 日(火)15：00～

場所：総務省 共用会議室 3

1 開会

2 議題

(1) 特別徴収税額通知の電子化

(2) グローバル社会における個人住民税のあり方

(3) その他

3 閉会

(配布資料)

資料 1 平成 30 年度個人住民税検討会開催要綱

資料 2 平成 30 年度個人住民税検討会委員名簿

資料 3 特別徴収税額通知の電子化

資料 4 グローバル社会における個人住民税のあり方

平成 30 年度個人住民税検討会 開催要綱

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や全体としての事務の効率化を図るための制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。とりわけ、今年度においては、給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について引き続き検討を行うとともに、外国人労働者の増加に伴う個人住民税における実務的な課題について検討を行う。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化
- (2) グローバル社会における個人住民税のあり方
- (3) 個人住民税の現年課税化

4. 委 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

5. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

6. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに検討会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

平成30年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ た こう いち
岩 田 孝 一日本電気株式会社 公共ソリューション事業部 兼 公共シ
ステム開発本部 部長お がき わら とおる
小 笠 原 徹

地方税電子化協議会システム部長

こう やま ひろ ゆき
神 山 弘 行

一橋大学大学院法学研究科准教授

しし ど くに ひさ
宍 戸 邦 久

新潟大学経済学部教授

たけ だ けん ぞう
武 田 健 三

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役

の ぎき ひで ゆき
野 崎 秀 幸

阿久比町総務部長

はやし ひろ あき
林 宏 昭

関西大学経済学部教授

(座 長)

はら だ ひろ き
原 田 大 樹

京都大学大学院法学研究科教授

よし とみ ひろ まさ
吉 富 浩 政

横浜市財政局主税部税務課長

わた なべ ひろし
渡 辺 博

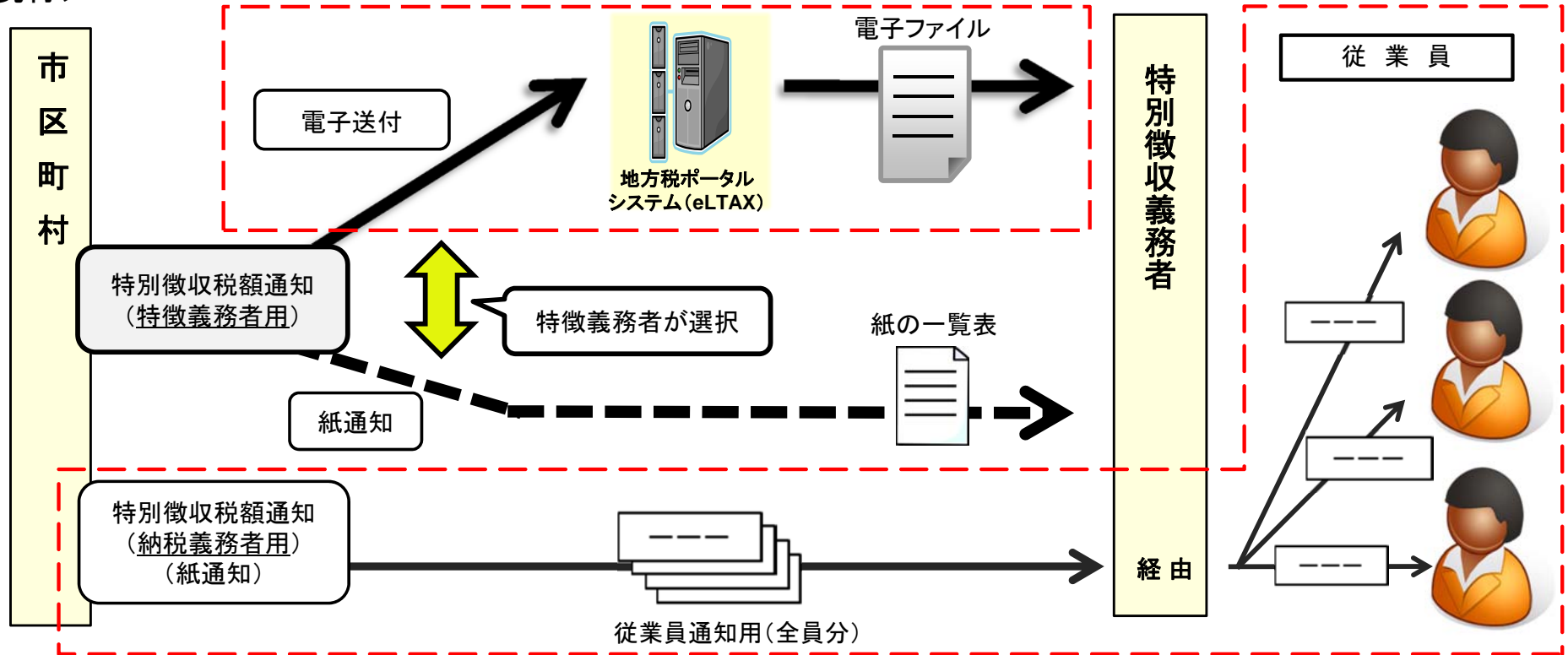
春日部市財務部市民税課個人住民税担当課長

特別徴収税額通知の電子化

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る

「規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)」

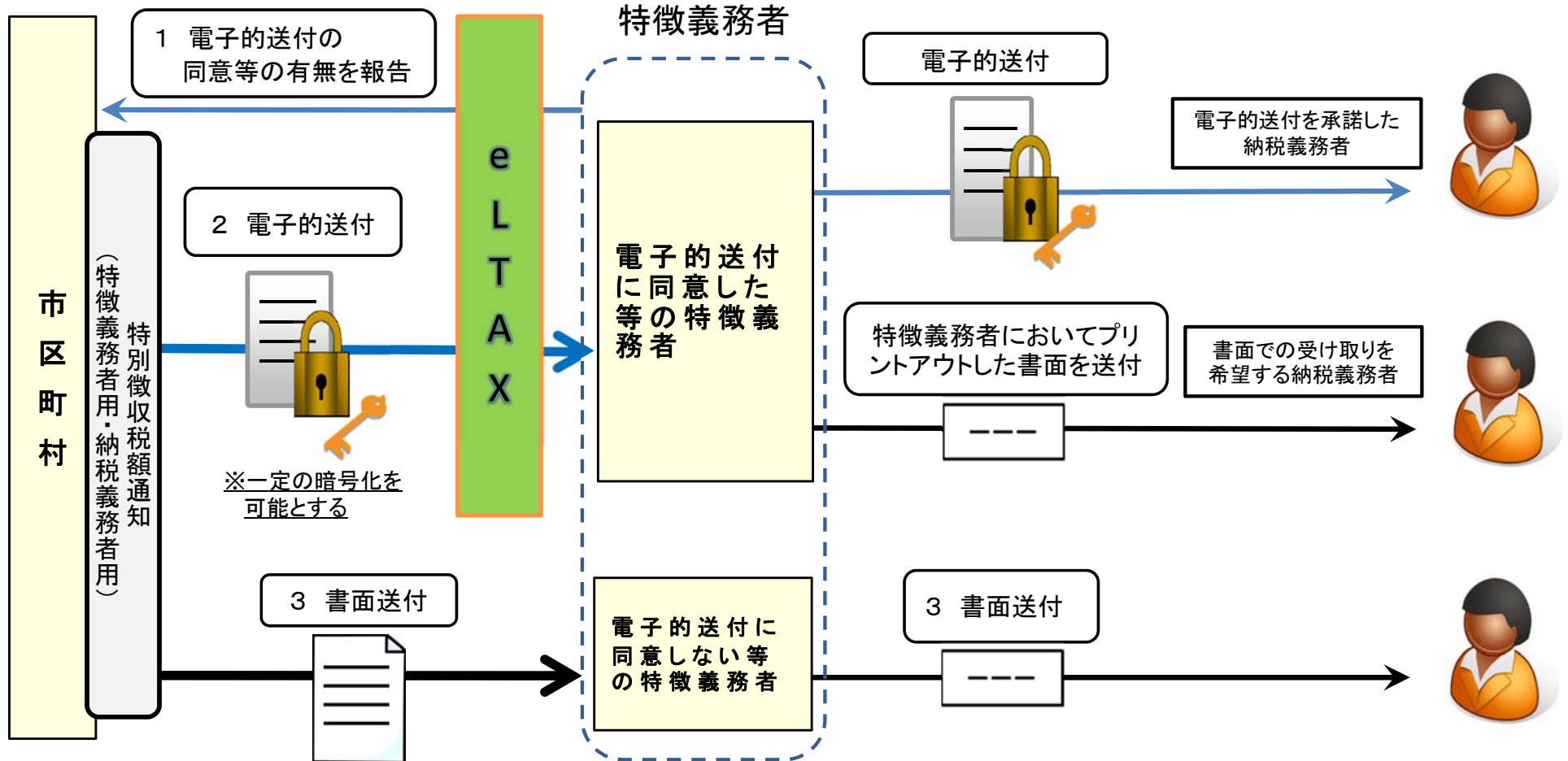
Ⅱ 分野別実施事項 - 5. 投資等分野 - (2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告(特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付(通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を經由して納税義務者に書面で送付



平成29年度個人住民税検討会における委員からの主な意見等

意 見	具体的な内容
①電子と書面の混在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子及び書面による通知の混在を防ぎ特別徴収義務者及び市区町村双方の事務負担を軽減するため、給与支払報告書を電子提出した特別徴収義務者に対しては、原則として電子による特別徴収税額通知とすることについて検討の余地があるのではないか。 ・ 従業員のICT環境によっては、書面による通知の希望に対応する必要があるのではないか。
②電子署名の付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間で大量に処理する必要がある市区町村において、通知への電子署名付与の短時間化が課題となるのではないか。 ・ 電子署名を付与するためのICカード、端末等を、必要に応じて複数用意し、並行処理を行うことにより短時間での処理が可能になるのではないか。
③従業員と通知を紐付ける情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知を従業員に配布するために仕分ける作業があるが、通知の電子データと従業員を紐付ける情報が必要となるが、文字情報については文字化け等の可能性があることなどを考慮しつつ、文字以外の情報を活用して、効率的かつ的確に紐付けを行う必要があるのではないか。
④従業員の所得情報の秘匿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収義務者が電子により受領した通知をプリントアウトして従業員に配布するケースでは、特別徴収義務者が通知の内容を確認できる懸念があるのではないか。 ・ 給与所得以外の所得については、確定申告の際に当該所得分を普通徴収とすることも選択できることから、個人の対応により、通知に記載される所得を特別徴収義務者が既知の部分に限定することも可能ではないか。
⑤特別徴収義務者用通知の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に電子化が可能となっている特別徴収義務者用通知についても、給与支払報告書を電子的に提出し、電子により特別徴収義務者用通知の受領を希望する特別徴収義務者に対しては、市区町村間で電子と書面の通知が混在することがないように、納税義務者用通知の全市区町村における導入に併せて、全市区町村の電子化対応を検討すべき。

特別徴収税額通知の電子化の現状①

特別徴収税額通知の電子化について、

- ・ 特別徴収義務者用については、既に電子的送付が可能であることから、地方団体に対し、通知を発出し、その導入を促進しているが、導入団体は、658団体(約38%)にとどまっているところ。
- ・ 納税義務者用については、平成30年度税制改正大綱において、「電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたところ。

○平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

(平成30年1月23日、自治税務局企画課、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課)

第二 その他

- (3) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報の保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

○平成30年度税制改正大綱

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

(前略)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

特別徴収税額通知の電子化の現状②

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)においても、特別徴収税額通知の電子化の推進について記載あり。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた住民税の特別徴収税額通知の電子化等の推進のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a <u>住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</u></p> <p>b <u>住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</u></p>	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

1. Society 5.0を本格的に実現する税制措置の整備

(2) 税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等

平成30年度税制改正では、円滑・適正な納税のための環境整備として、大法人について法人税等の電子申告が義務化されるとともに、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう環境整備が進められた。また、地方税の電子納税についても全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みが整備されることとなった。これらの取り組みについて、税務手続の電子化によるデジタル・ガバメントの推進の第一歩として評価できる。

他方、「骨太の方針2018」にも「社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する」とあるとおり、企業の事務負担軽減の観点も踏まえつつ、労働生産性を向上させるという視点から、税務手続の電子化について不断の見直しを行っていくことが極めて重要となる。

(中略)

あわせて、税務手続の電子化に関連し、とりわけ、早期に取り組みを進めるべき項目は以下のとおりである。

- ・連結納税に係る各種手続の緩和

(例:連結子法人に係る異動届出書の連結親法人所轄税務署への一括送信)

- ・固定資産税の納税通知書・課税明細書等の書式統一・電子化

- ・事業者の実務負担に配慮した個人住民税特徴税額通知(納税義務者用)の電子化

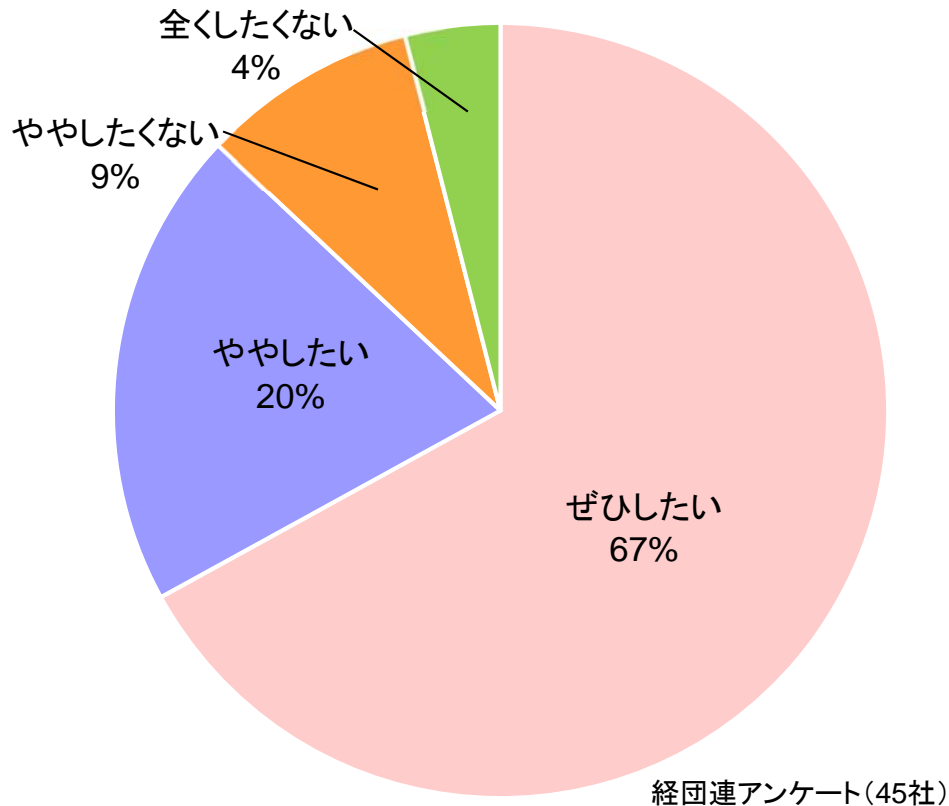
(後略)

特徴税額通知の電子化の利用見込みについて

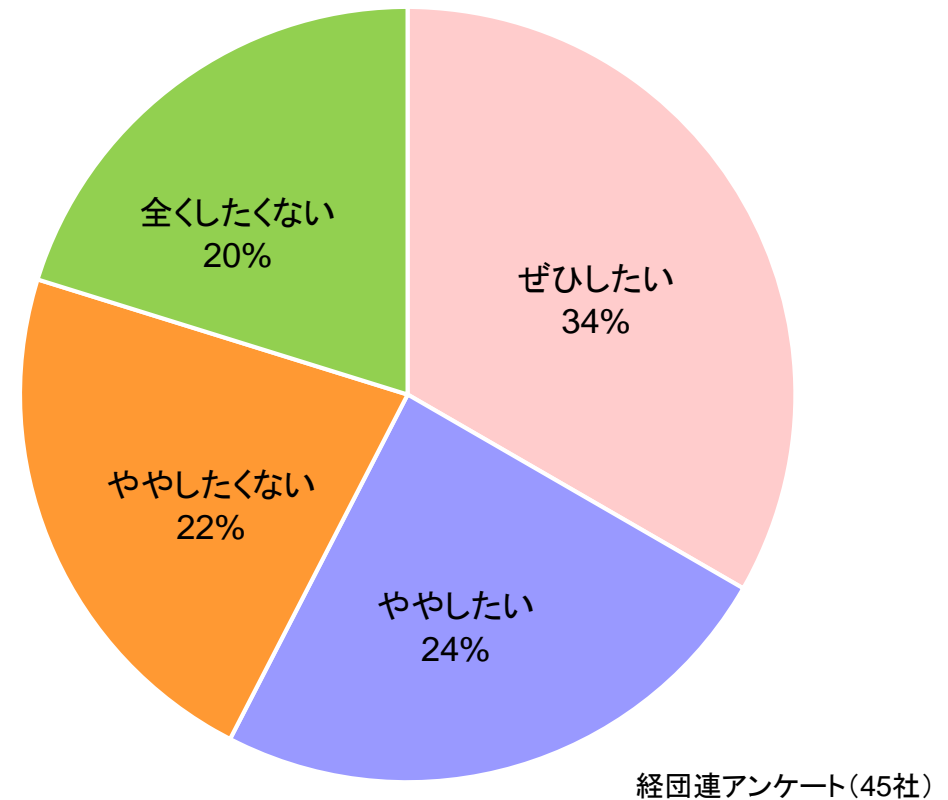
企業（経団連を經由）に対して、全市区町村が特別徴収税額通知の電子送付に対応できることとなった場合、電子の送付を希望するかどうかアンケートを実施。

- **特徴義務者用通知**については、約9割の企業で電子利用が見込まれる
- **納税義務者用通知**については、約6割の企業で電子利用が見込まれる

特徴義務者用通知について、全市区町村が電子送付に対応した場合、電子での送付を希望するか



納税義務者用通知について、全市区町村が電子送付に対応した場合、電子での送付を希望するか



個人情報秘匿措置の要請①

表面

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入					主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農所得	不労所得	配当所得	給付所得	雑所得
	給与所得					所得区分						
	その他の所得計					総所得金額①						

課税標準	総所得③											
	山林所得											
	分離短期譲渡											
	分離長期譲渡											
	株式等の譲渡											
	上場株式等の配当等											
	先物取引											

所得控除	雑損											
	医療費											
	社会保険料											
	生命保険料											
	地震保険料											
(摘要)												

③税額の計算方法
 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
 (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

④税率
 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
 ・所得割 (総合課税) 市町村民税 % 道府県民税 %

所得控除	雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除	医療費の実負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	
※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		

社会保険料控除等	支払金額	控除額
生命保険料控除	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
	15,000円以下	全額
地震保険料控除	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
料	70,000円超	35,000円
	85万円超100万円以下	全額
控除	100万円超150万円以下	全額
	150万円超	全額
地	30,000円以下	支払金額の1/2
	30,000円超	25,000円
保	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
料	15,000円超	10,000円
	15,000円超	10,000円
除	15,000円超	10,000円
	15,000円超	10,000円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者	一般 3.3万円	2.2万円	1.1万円
控除	老人 3.8万円	2.6万円	1.3万円
配	所得金額	控除額	
	33万円以下	3.3万円	2.2万円
偶	85万円超90万円以下	3.3万円	2.2万円
	90万円超95万円以下	3.1万円	2.1万円
者	95万円超100万円以下	2.6万円	1.8万円
	100万円超	2.1万円	1.4万円
別	105万円超110万円以下	1.6万円	1.1万円
	110万円超115万円以下	1.1万円	8万円
控	115万円超	6万円	4万円
	115万円超	6万円	4万円
除	115万円超	6万円	4万円
	115万円超	6万円	4万円
障	障害者控除(特別障害者)	2.6万円	3.0万円
	障害者控除(同級特別障害者)	2.6万円	3.0万円
寡	寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	2.6万円	3.0万円
	寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	2.6万円	3.0万円
除	勤労学生控除	2.6万円	3.3万円
	勤労学生控除	2.6万円	3.3万円

合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額が200万円超の者 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	新税率本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 1.0万円	配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円 老人 1.0万円 6万円 3万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡婦控除	2.2万円	特別控除	38万円超40万円未満 5万円 4万円 2万円 40万円以上45万円未満 3万円 2万円 1万円

課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	
種別	市町村民税 道府県民税	市町村民税 道府県民税	
利益の配当等	1.6% 1.2%	0.8% 0.6%	
外貨建等以外の証券投資信託	0.8% 0.6%	0.4% 0.3%	
外貨建等証券投資信託	0.4% 0.3%	0.2% 0.15%	
税額控除(住宅借入金等特別税額控除)			
前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)と下表の割合を乗じた金額			
市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)			
区	市町村民税	道府県民税	
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5	

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額	
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	
2 住所地の道府県知事又は日本赤十字社の支部に対する寄附金	
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	
4 特定非常活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)を課税総所得金額から控除差調整額を控除した金額	
割合	
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満	90%
※山林所得金額及び雑損控除所得金額を有しない場合	
※地方税法に定める割合	

裏面

個人情報秘匿措置の要請②

行政評価局によるあっせん(H28.10.14)

<行政相談の要旨>

事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には主たる給与所得以外の所得情報(不動産所得、利子・配当所得、一時所得等)や控除情報(障害者、寡婦等)が含まれている。それら他人には知られたくない情報については、プライバシーの保護の観点から秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。

<あっせん内容>

総務省自治税務局は、市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村における秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。

<自治税務局意見>

1 現行制度における対応方策について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を経由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者(事業主)が税額通知書を納税義務者(従業員)に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

2 国から地方公共団体に対して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

1のとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の税額通知書を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

3 税額通知書への秘匿措置の必要性について

1のとおり、地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、税額通知書に秘匿措置を講ずる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

個人情報の秘匿措置の要請③

秘匿措置の実施状況(H29.1.6)

1. 秘匿措置の実施状況

(単位：団体)

実施（予定）あり			実施予定なし	合計
平成28年度までに実施	平成29年度以降に実施を予定	小計		
545	379	924	817	1,741

※参考：人口規模別実施状況

(単位：団体)

		1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	合計
実施 (予定) あり	平成28年度までに実施	66	218	119	103	39	545
	平成29年度以降に実施を予定	76	140	78	54	31	379
	小計	142	358	197	157	70	924
実施予定なし		366	330	65	42	14	817
合計		508	688	262	199	84	1,741

2. 秘匿措置の方法（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

(単位：団体)

圧着式	シール貼付	その他	未定	合計
734	77	12	101	924

3. 秘匿措置の作業を行う者（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

(単位：団体)

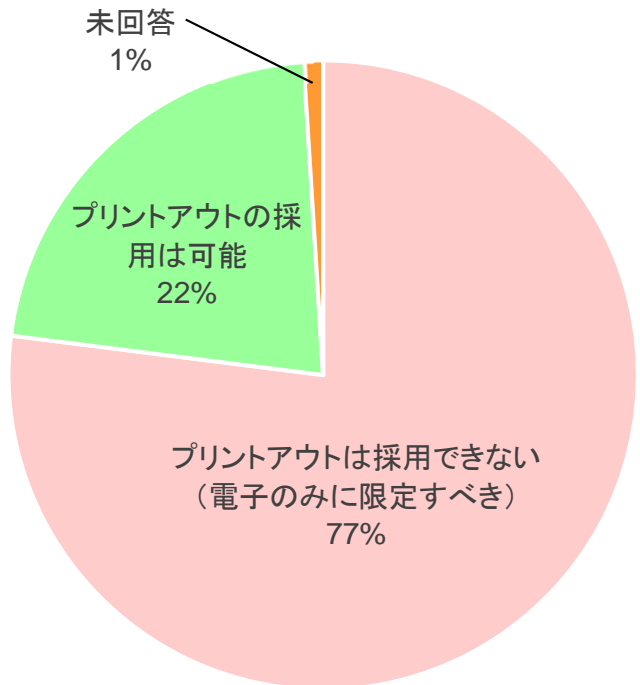
外部委託	職員	未定	合計
626	195	103	924

秘匿措置の必要性と企業の対応の可否について

その他、指定都市及び企業（経団連経由）に特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を行うこととなった際の問題点についてもアンケートを実施。

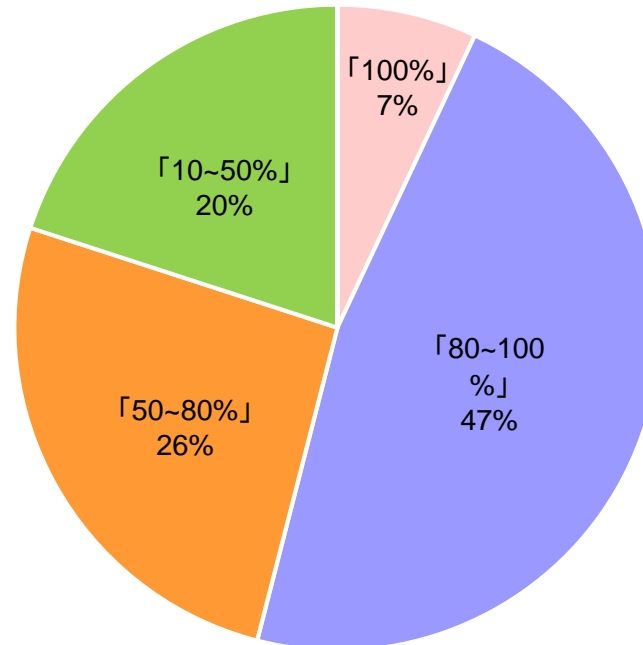
- 秘匿措置を行っている団体（8割）の大半が、秘匿措置のとれないプリントアウトは採用できないと回答
- 電子送付の利用意向がある企業（6割）のうちで、約7割の企業において、社内LAN等以外の方法での従業員への電子送付の可能性に言及

プリントアウトの可否について



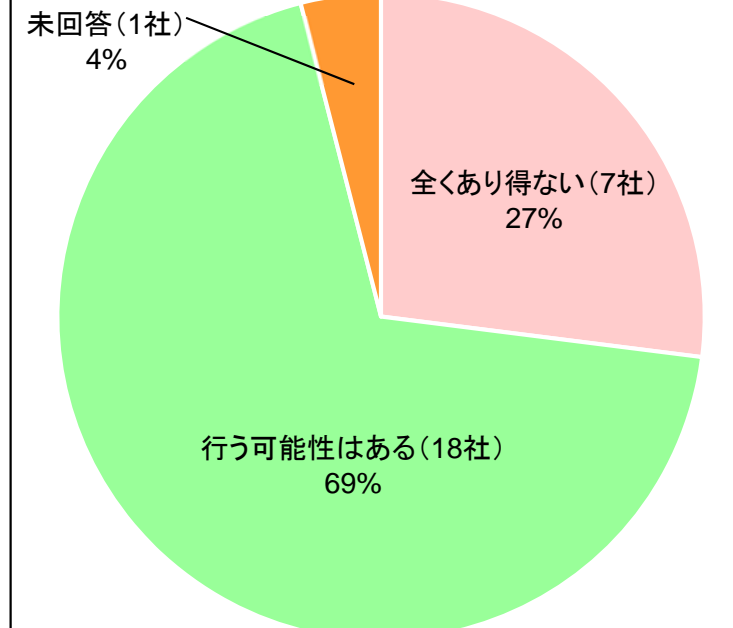
政令市等アンケート(129団体)
※秘匿措置を行っている団体は約80%

納税義務者用通知について、従業員に電子提供可能な割合はどの程度か



経団連アンケート(45社)

電子送付の利用意向がある企業のうち※1、社内LAN以外の方法※2で納税義務者用通知を従業員に電子的に提供する可能性はあるか。



経団連アンケート(26社/45社)

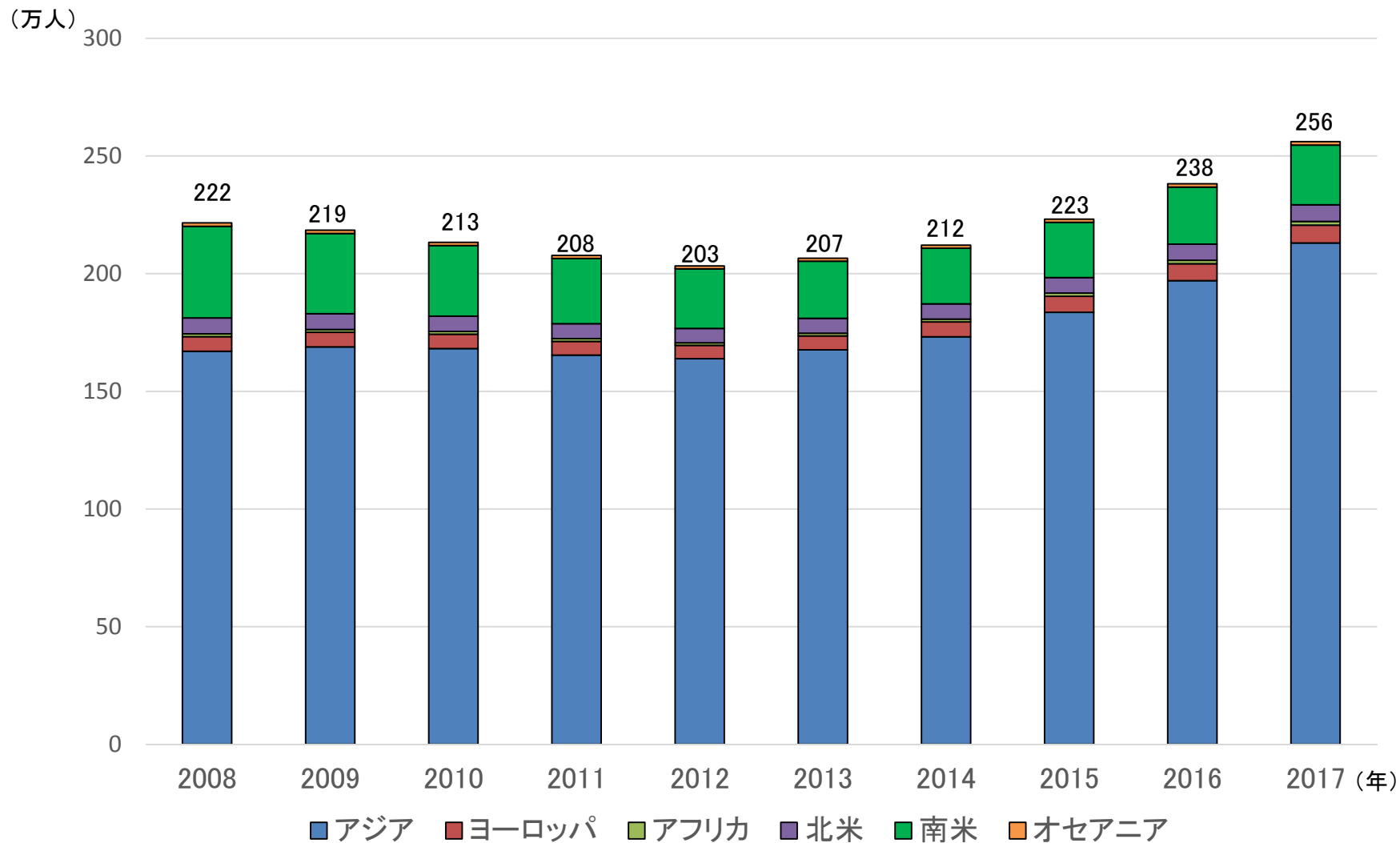
※1 アンケート対象の45社のうち、26社

※2 個人アドレスへのメール、クラウドにログインして閲覧できるような環境整備など

グローバル社会における 個人住民税のあり方

在留外国人数の推移

○ 在留外国人については、ここ10年で増加傾向が見られ、2017年末では256万人となっており、過去最高の水準となっている。



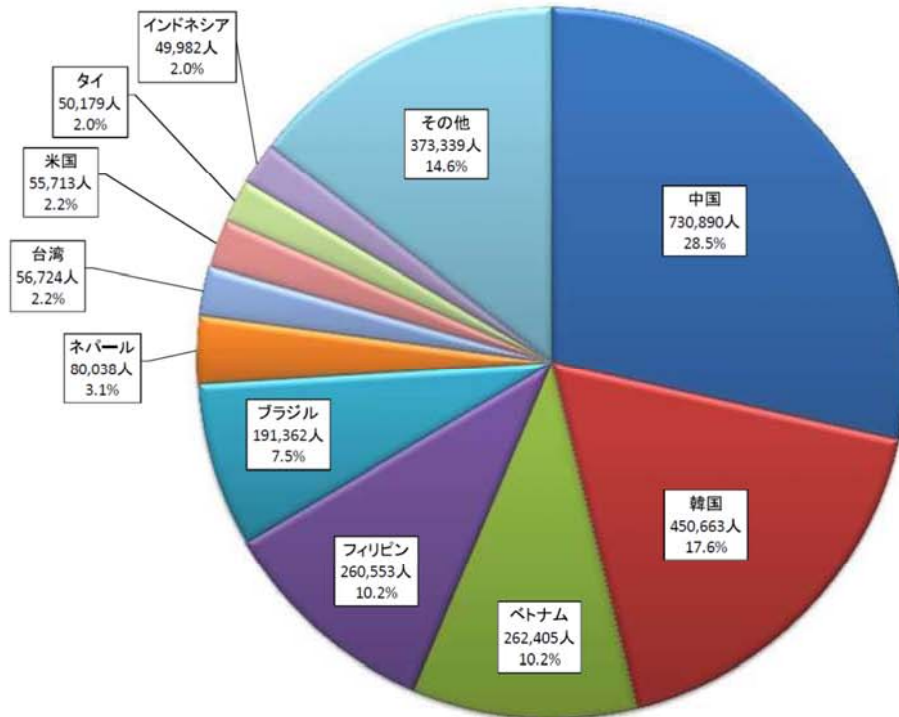
※ 法務省「在留外国人統計」(旧・登録外国人統計)より作成
※ 各年12月末現在の統計

国籍・地域別、都道府県別在留外国人数

- アジア圏からの在留外国人が多く、中国・韓国・ベトナム・フィリピンで全体の7割近くを占めている。
- 在留外国人数が最も多いのは東京都の約54万人で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

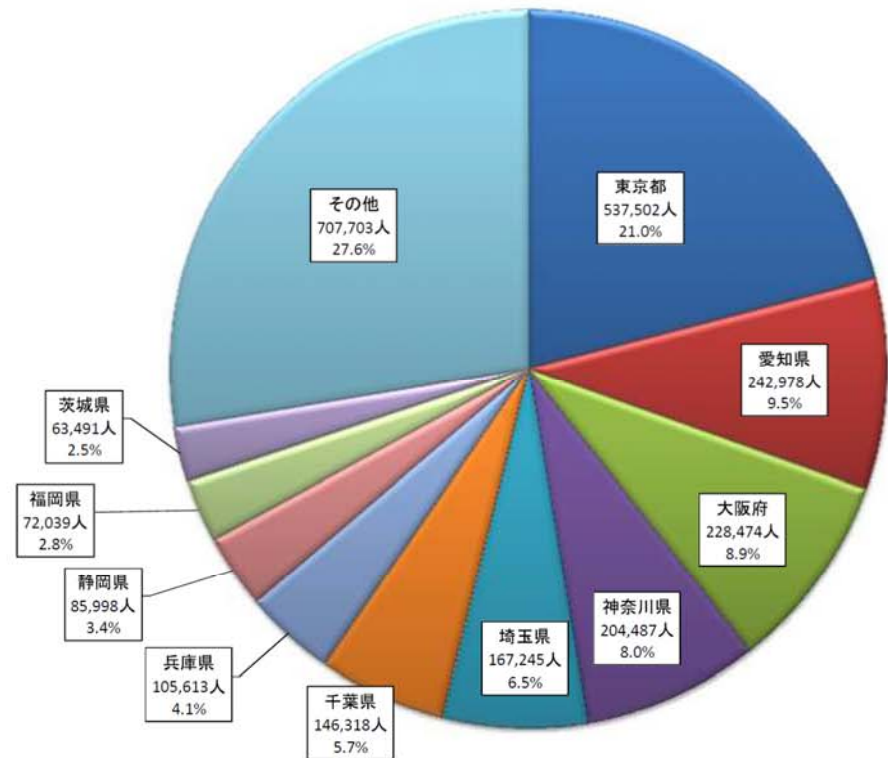
国籍・地域別の在留外国人の構成比

(2017年末)



都道府県別の在留外国人の構成比

(2017年末)



※ 法務省「在留外国人統計」より作成

近年の在留外国人を巡る議論①

経済財政運営と改革の基本方針2018

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

未来投資戦略2018

第2 具体的施策

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備 2-3. 外国人材の活躍推進 (2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

また、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

これらの取組に併せて、自国外での就労・起業を目指す外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等が魅力的となるよう、政府横断的に外国人の受入れ環境の整備を進めていく。

近年の在留外国人を巡る議論②

法務省「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(第1回)」より抜粋

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

資料2-1

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
検討の方向性について中間的に整理。今後、**年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。**

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実等
 - ◎ 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - ◎ 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - ◎ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ◎ 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - ◎ 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元窓口の設置の検討
 - ◎ 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - ◎ 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - ◎ 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - ◎ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - ◎ 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における裾野拡大
- ③ 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
- ④ 防災対策等の充実
 - ◎ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

- ① 外国人児童生徒の教育の充実
 - ◎ 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - ◎ 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
- ② 就学の促進

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - ◎ 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

※「◎」は新規又は拡充を検討

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - ◎ 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - ◎ 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

- ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - ◎ 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
- ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
- ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - ◎ 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - ◎ 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
- ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報

(2) 海外における日本語教育の充実

- ◎ 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- ◎ 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
- ◎ 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- ◎ 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理体制の構築

- ◎ きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化
- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - ◎ 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
 - ◎ 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討
- (2) 在留管理基盤の強化
 - ◎ 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - ◎ 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - ◎ 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

個人住民税所得割の納税義務者について

○ 個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日(1月1日)において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。(地方税法294①)

→ 納税義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2～9 (略)

○ 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)

→ 住民基本台帳法によって住所を認定

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 (略)

外国人への住民基本台帳制度の適用について

○ 平成24年7月施行の住基法により、日本国籍を有しない者のうち、以下の①～④が外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。

① 中長期在留者(三月を超える在留資格により在留する者)

※ただし、以下の者は除く。

- ・短期滞在の在留資格が決定された者
- ・外交又は公用の在留資格が決定された者
- ・これらに準ずる者として法務省令で定めるもの

② 特別永住者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人並びにその子孫)

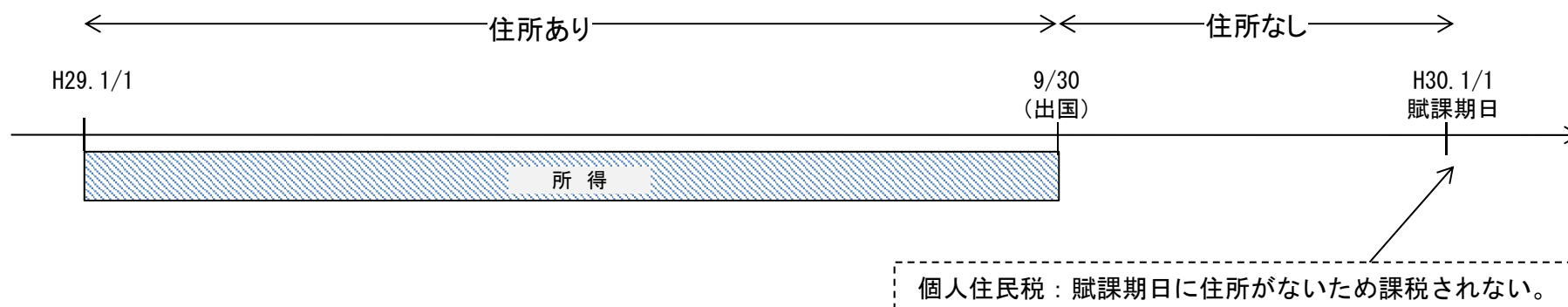
③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い①

【ケース1】 所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。

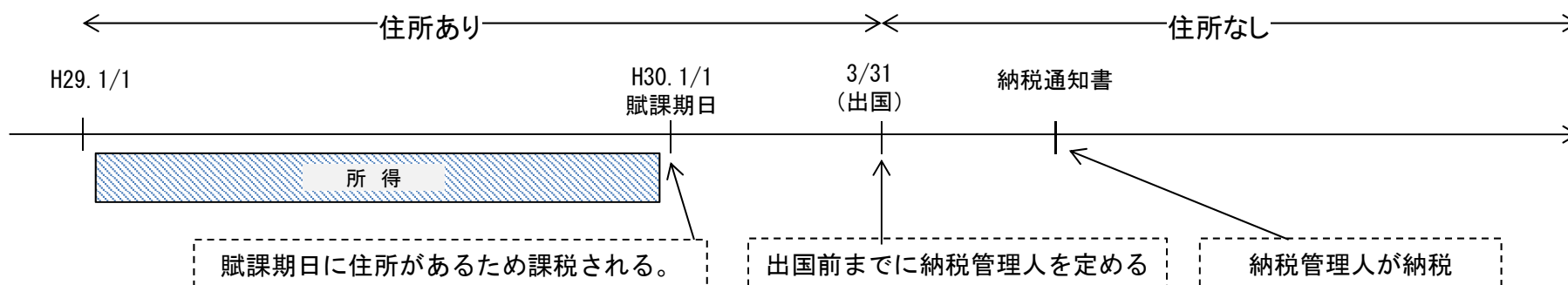


個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い②

【ケース2】 前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

○ 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。

→ 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

<具体的な事例> (市町村からの聞き取り)

- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
 - ・ 納税義務者の親族、知人
 - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
 - ・ 口座振替している場合
 - ・ 出国前に全額納付する場合
 - ・ 特別徴収が継続される場合 など

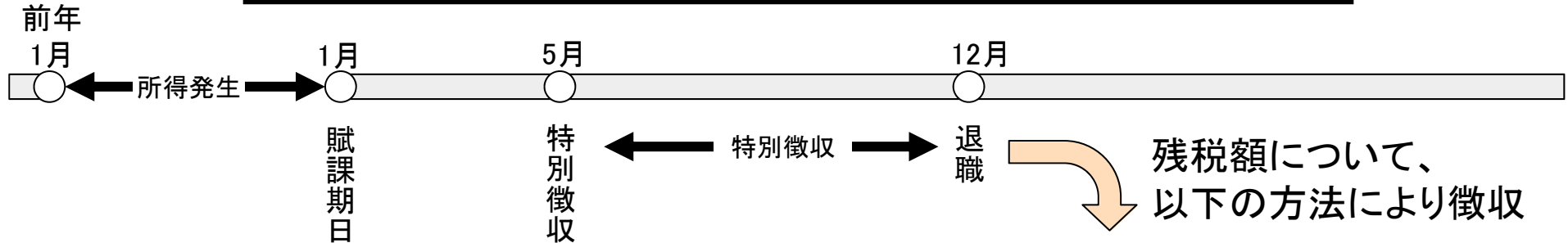
○地方税法(抄)

(市町村民税の納税管理人)

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

企業を退職等した場合の給与からの特別徴収の事務の流れ



○給与所得者異動届出書(退職後に給与支払者が市町村に提出)

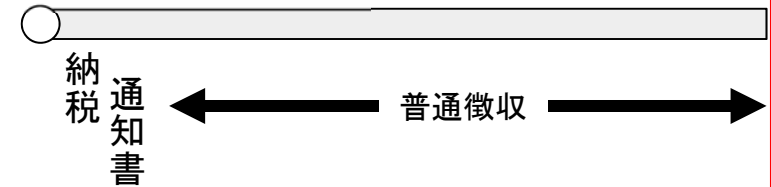
給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		※市町村 処理欄	
市町村長殿 平成 年 月 日提出		住所(居所) 又は所在地		特別徴収義務者 指定番号	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称		連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに電話番号	
個人番号 又は法人番号		個人番号		氏名 (電話番号)	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア - (イ))	異動年月日
受給者番号 (整理番号)	氏名	円	月から 月まで	円	異動の事由
個人番号			円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他
給与の支払 を受けなくなった 後の住所					1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)
新しい勤務 先の名称及び 所在地					退職時までの給与 支払額 控除社会 保険料額 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

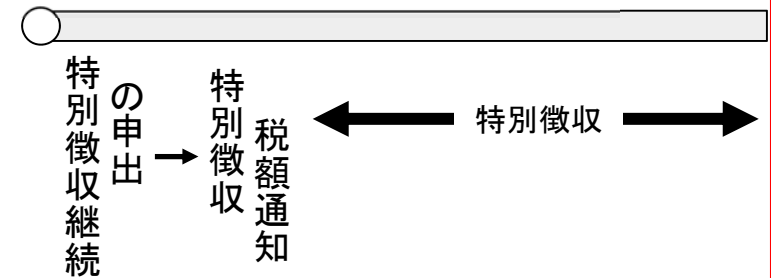
一括徴収の理由	徴収予定		※市町村 記入欄
	徴収予定 月日	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	・	円	円
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

第十八号様式(用紙日本工業規格A4)(第十条関係)

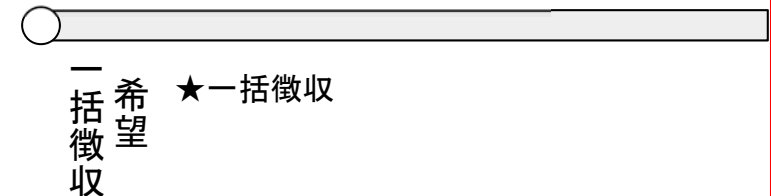
<普通徴収の場合>



<新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合>



<残税額を一括徴収する場合>



中途退職者の特別徴収税額に係る残税額の一括徴収

以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

○地方税法(抄)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

I 制度改正に関する要望

1 個人住民税関係

(6) 出国する外国人等に対する課税及び納付等について

賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、納税管理人の申告や予納制度等を活用した納付勧奨を実施しているが、事業主や納税者によって対応が様々なものとなっている。出国後の外国人等については、現実的に納付勧奨は困難であり、出国前に個人住民税を清算するための制度が必要であると考え。

については、賦課期日以降に退職し出国する外国人等については、特別徴収の一括徴収を義務化することを要望する。

検討課題

- 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず、特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。
- 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、上記のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。その場合、どのような課題があるか。